

国際法からみた一方的分離独立と「併合」

ウクライナ東部・南部4州の法的地位

山田 哲也

Yamada Tetsuya

[要旨]

本稿において筆者は、プーチン・ロシア大統領が主張する、ルハンスク人民共和国とドネツク人民共和国の国際法上の地位を検討した。プーチンはウクライナに対する「特別軍事作戦」の法的根拠を集団的自衛権に求めた。しかし、それが認められるためには、二国が合法的に独立したことが立証されなければならない。国際法上、一方的分離独立が合法とされるには、住民の内的自決権が侵害され、それに対する救済的分離が認められる必要がある。本稿では、ケベックを巡るカナダ最高裁判所の判決やコソボ独立を巡る国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見を手がかりに、プーチンの主張が国際法に反するものであることを示した。さらにプーチンはザポロジエ地域とヘルソン地域も含めて、ロシアへの併合を宣言した。これらも国際法上、正当化することはできず、いずれもウクライナの領土の一体性を損ねる違法な行為であることも指摘した。それにあたり、ロシアの拒否権行使によって廃案となった安保理決議案を含む、国連での対応についても詳細に検討した。

1 問題の所在

南極を除く、地球上の陸地がいずれかの国家の領土になっている今日、新国家の成立は、合意に基づく合併や分裂のほかに、既存国家からの分離独立（secession）を契機とする場合が考えられる。その際、既存国家（母国）からの分離独立を企てる勢力（独立派勢力）との間で武力を伴う紛争（内戦、分離独立闘争など呼び方はさまざまである）が発生することは珍しくない。2011年7月に独立した南スーダン共和国は、1983年以内の内戦を経て、2005年の暫定和平合意に基づく自治政府の樹立と、その下での住民投票によって成立した国家である。このように武力紛争を和平合意によって終結させ、母国と独立派勢力の合意に基づき、住民投票などを経て最終的に分離が実現される場合には、国際法上の問題は生じず、分離に伴う新国家の独立は合法的なものとされ、母国を含めた諸国家から承認される（国家承認制度）。

第2次世界大戦後の植民地の独立プロセスにおいては、植民地（主として国連憲章上の非自治地域）に宗主国とは異なる法的地位を与え、植民地住民に彼らの将来の政治的地位を自由に決めさせるという意味での「自決権（right to self-determination）」あるいは「外的自決権（right to external self-determination）」を認めてきた。大多数の植民地は独立して主権国家となる

道を選んだが、住民の選択により宗主国との関係を維持しながら「高度な自治」の達成を希望した例もある。これにより、ほぼすべての植民地は消滅したが、今度は独立した主権国家内部で対立が発生した際、いかなる場合に分離独立が認められるか、という問題が生じた。上述の南スーダンの分離独立もこれにあたる。国際法学では、「脱植民地化後の一方的分離独立の合法性」という論点として取り扱われてきた。

特に問題となるのは、分離独立闘争の決着が見通せない状況で、独立派勢力が一方的に独立を宣言する場合である。この点は、ロシア・ウクライナ紛争の文脈においては、2022年2月24日からのロシアによるウクライナへの軍事侵攻が、それに先行する「ルハンスク（ルガンスク）人民共和国（LPR）」と「ドネツク人民共和国（DPR）」が独立を宣言し、これらの「二カ国」をロシアが国家承認したという一連の事態の合法性を考える上での重要な論点となる。ロシアのプーチン大統領は、軍事侵攻の当初、ロシアがLPRとDPRを「独立国」として扱い、「両国」と締結した友好協力・相互援助条約を根拠に、「特別軍事作戦」を国連憲章51条に基づく集団的自衛権と位置付けて、合法性の根拠の一つに挙げた⁽¹⁾。この点について、結論を先取りすれば、LPRとDPRが国家として成立しているとはいえず、そのような2つの「国家」と条約を結ぶことは、ロシアによる「尚早の承認（premature recognition）」としてウクライナへの違法な干渉にあたるのが適切である。すなわち、LPRもDPRも国際法上の国家ではなく、せいぜい事実上の政治体に過ぎない武装勢力からの要請に基づく、「集団的自衛権」を根拠とした「特別軍事作戦」は正当化できない、ということになる。

さらに、2022年9月21日、プーチン・ロシア大統領は、ウクライナ南部の2州（ザポロジエ、ヘルソン）も加えた4つの州について、ロシアとの「併合」の賛否を問う「住民投票（referendum）」を実施した⁽²⁾。各州では「併合」への賛成票が87－99%に達し、9月30日にはロシアはこれらをロシア領に「編入する」旨の法案を可決した⁽³⁾。後に述べるように、この「住民投票」と称される一連の過程の国際法上の合法性は、極めて疑わしい。いずれにせよ、「編入」の強行により、これら4州がロシア「領土」になったとロシアは主張するので、ウクライナによる「奪還作戦」に対して、ロシアは「自衛権」を主張することになり、その際に核兵器を使用することもあり得ることが指摘されている。

本稿では、ウクライナ東部・南部4州が国際法上、どのような地位にあるのかを整理・検討する。

2 分離独立と国家承認

「単一の民族が単一の主権国家を形成する」という、いわゆる「一民族一国家」という意味での民族国家観が現実には幻影に過ぎない、というのが世界の常識である。ウクライナも、全体でウクライナ系が8割近くを占めるが、ロシア系が2割弱、さらにベラルーシ系やモルドバ系、クリミア・タタール系そしてユダヤ系が存在し、居住地域もある程度固定化されている⁽⁴⁾。とはいえ、婚姻や移住等を通じて国民の民族的出自や地理的分布は複雑になる。LPRやDPRを含む東部からクリミアに至る地域はロシア系住民（ロシア語話者）が多いとされる。このように多民族がモザイク状に分布する国家において、何らかの民族対立が発生すると、

分離独立の危機に直面し、熾烈な武力衝突になる蓋然性が高い。

では、分離独立を主張する主体が民族的集団であるかどうかにかかわらず、国際法は分離独立について、何らかの規制を課しているのだろうか。この点については、「外的自決による、植民地を独立に導く自決の容認に比べ、一方的分離を巡る実例は大きく異なる」とし、1945年以降の実行を踏まえ、「一方的な分離を支持することには国際的な自制があり、単なる住民の過半数の賛成投票に基づく一方的な分離権を承認していない」というクロフォード (James Crawford) の見解⁽⁵⁾ が通説であろう⁽⁶⁾。国際法は、分離独立の企図からその帰結に至る一連の流れの中で、どのような規制を加えているのだろうか。近年でいえば、セルビア共和国の自治州であったコソボの独立宣言 (2008年2月17日) を巡る議論が有名である。日本は同年3月18日にコソボを国家承認しており、国連加盟国の過半数も承認しているが、ロシアやセルビアは今もコソボの独立を承認していない。コソボ独立を巡る問題は後述することにし、ここではまず、そもそも国家承認が新国家の何を承認する制度なのかについて整理しておく。

国家の要件に関する慣習国際法上の規則は存在しないが、「国家の権利及び義務に関する条約 (モンテビデオ条約)」(1933年12月26日署名、34年12月26日発効) 第1条は国家の要件として「永久的住民、明確な領域、政府、他国と関係を取り結ぶ能力 (外交能力)」の4つを挙げる。同時に第3条は「国家の政治的存在は、他の諸国による承認とは無関係である」と規定する。この立場からは、ある主体が国家としての要件を充足していることで政治的存在という意味での国家性 (statehood) を獲得し、さらに国家承認を通じて当該主体が国際法上の国家、すなわち、国際法上の権利または義務の直接的帰属者という意味での国際法主体であると認められると理解できることになる⁽⁷⁾。これは、おおむねモンテビデオ条約が規定する内容と一致し、国家承認を通じて国際法主体性が認められるとする「創設的効果説」と呼ばれる学説もそのように認識する。他方、新国家は独立によって国際法主体性も獲得するのであり、既存国家による国家承認はそれを確認する「宣言的効果説」という学説も存在し、第2次世界大戦後はそれが多数説を占めるといわれる。ただ、第2次世界大戦後に宣言的効果説が有力となった背景には、宗主国を含めた大多数の国家が、植民地の独立についてあらかじめ独立し、独立前の植民地を「形成途上の国家 (State in statu nascendi)」とみなして一定の国際法上の権利義務を認めていた、ということが関わっている。

ところで、時代を遡ると、新国家への承認が、必ずしも国際法主体性の承認ではないと思われる事例が存在する。『マックスプランク国際公法百科事典 (The Max Planck Encyclopedia of Public International Law)』の「承認」の項目では、1648年1月30日 (5月25日発効) の「スペインとネーデルラントの和平条約 (ミュンスター条約)」が国家承認の最初の事例とされる。それは、統一ネーデルラント共和国 (the Republic of the United Netherlands) による1581年の独立宣言に対し、スペイン国王がネーデルラントの諸君主 (the said Lords) について、彼らが「自由かつ主権者」であるということを確認したというものである⁽⁸⁾。これを単純に読めば、スペインが1568年以来のネーデルラント諸州による独立戦争 (80年戦争) の結果を承認した、ということになる。すなわち、スペインが承認したのはネーデルラント諸州による分離独立の

成功であって、国家であること、まして、国際法上の国家（あるいは国際法主体）であることを承認したわけではない。

その後、19世紀後半の概説書においても、独立国家の一部が反乱を起こし、一定の地域に実効的な支配を及ぼした上で独立宣言を行い、それが国家として一定の永続性を獲得すると新国家として承認される、という流れで承認制度全般を記述するものがみられる⁽⁹⁾。これで思い出されるのが、イギリスからのアメリカの独立であり、英米戦争の際のフランスの承認を「尚早の承認」としてイギリスが抗議したという一連の流れである。立作太郎は1934年の『平時国際法論〔第4版〕』において、これを「第三国が母国に先ちて承認を行ふ場合に於て、方に母国の適法政府（すなわち法律上の政府）と戦闘して其存立を争へる叛徒団体に対して国家の承認を与ふるときは、未だ其生存が確立するに至らず、従て永続的性質を備ふるに至らずして、国家たるの条件に於て欠くる所ある権力主体に対して、国家の承認を与ふることとなるを以て、母国に対する不法なる干渉を以て目せらるるに至るべき」と記し、「尚早なる承認の事例」⁽¹⁰⁾に挙げる。ここでも承認の基準は、新国家の「生存」や「永続的性質」に置かれていたことがわかる。今日の日本の国際法学の概説書で反乱団体（叛徒）承認に言及するものはほぼない。しかし、歴史的には、国家内部での内戦がやがて分離独立紛争に発展し、反乱団体や独立による新国家形成への承認が行われ、その基準は分離独立紛争の帰趨という事実、すなわち新国家が一定の期間にわたって実効的に国家として存在し続けるかという点に対する評価であったと理解するのが適切だと考えられる。

3 2つの「人民共和国」の地位

植民地ではない独立主権国家の一部であっても、一定の条件下では自決権の主体として、本国からの分離独立が容認されることがあるとされる。その根拠とされるのが、1970年の「国連友好関係原則宣言」（国連総会決議2625〔XXV〕）である。同宣言は、「人民の同権又は自決の原則に従って行動し、人種、信条又は皮膚の色による差別なしにその地域に属する人民全体を代表する政府を有するに至った主権独立国家の領土保全又は政治的統一を全体としてまた部分的にも分割し又は害するいかなる行動も認め又は奨励するものと解釈してはならない」と述べる。すなわち、いったん主権独立国家が形成されると、人民は憲法に従って当該国家の政治的地位を自由に決定し、経済的、社会的および文化的発展を自由に追求することが自決権の行使と捉えられており、そのような自決権を内的自決権（right to internal self-determination）と呼ぶ。ここから、その反対解釈として、代表政府が特定の人民を抑圧するような政策をとれば、当該人民には改めて外的自決権が認められるようになり、分離独立も許される、という解釈が成立する。すなわち国家の抑圧的政策によって特定の人民の内的自決権の行使が全面的に排除される状態になると、外的自決権の行使を通じた分離独立が正当化される、という理解である。このような権利を、「救済的分離（remedial secession）」と呼ぶ。この点は、フランス系住民が多数を占めるカナダのケベック州あるいはその住民が、国際法上の自決権に基づいてカナダから独立する権利を有するか、という問いに対する、カナダ最高裁判所の判決（1998年8月20日）においても確認されている。判決は、「分離が許されるのは植

民地帝国の一部として支配されていたり、外国人による征服、支配または抑圧の下にあったりする人民であり、可能性として (possibly) 国内において自決権の意味ある行使を否定された人民」に限定し、ケベック住民は植民地住民でも抑圧された住民でもないので分離は認められないと判示したのである⁽¹¹⁾。

ここで注意しなければならないことは、「国連友好関係原則宣言」の反対解釈にせよ、カナダ最高裁判所の判決にせよ、抑圧された人民による自決権に基づく分離独立が「論理的に」導かれるというだけであって、どのような抑圧が分離独立を正当化するかという具体的基準や、抑圧の存在による分離独立が認められたと理解できる前例が存在しないことである。この点は、コソボを巡る議論でも同様である。

いずれにせよ、LPRとDPRが国際法上、合法的に分離独立を達成したというためには、それぞれの住民が「救済的分離」の対象となる「人民」といえるかどうか、すなわち、ウクライナ政府によって一切の政治参加さえも認められないような抑圧状態にあったかを巡る事実関係を検討する必要がある。他方、本稿の趣旨や筆者の言語上の限界もあり、現地情勢を確定的に判断することはできないが、報道などから次の点は確認できる。

2014年のクリミア紛争を契機として、ルハンスクとドネツクの親ロシア派が独立を宣言してLPRとDPRを名乗るに及び、現地はウクライナとの間で武力を伴う紛争状態に陥った(ドンバス紛争)。その後、同年9月5日に欧州安全保障協力機構(OSCE)の仲介によりロシアとウクライナが加わった4者間で「ミンスク合意」が結ばれ、さらに翌2015年2月12日にはドイツとフランスも仲介に加わり、「ミンスク2」とよばれる停戦協定が結ばれた。「ミンスク合意」では、ルハンスクとドネツクの自治を意味する「特別な地位」を与えることで合意していたが、ゼレンスキー・ウクライナ大統領はそれを履行していなかった。他方、プーチン大統領は、ウクライナ側がルハンスクとドネツクでジェノサイドを行っている、あるいは、化学兵器を使用していると主張してきたが証拠は提出されていない。最終的には、2022年2月21日にLPRとDPRを国家承認し、冒頭にも記したとおり、両国との友好協力・相互援助条約を根拠にロシアはウクライナに対して武力行使を開始した。

これらの報道を前提とする限り、ルハンスクやドネツクにおいて植民地的支配や住民に対する抑圧が存在したと考えることや、それらの結果として住民に「救済的分離」が認められると考えることには無理がある。そもそも、2014年時点に比して、戦闘は小康状態で民間人の死傷者も減少していたことが報道されているが、LPRとDPRの国家としての持続性が確立しているとまで平穏な状況になっていたわけではない。むしろ、これらの地域にロシア軍兵士が展開し、ウクライナ政府軍との間の戦闘行為に参加していたとすれば、LPRとDPRの独立はおろか、ロシアによるウクライナへの武力による違法な内政干渉を構成し得る。最近の報道をみても、ルハンスクやドネツクではロシアとウクライナの攻防が続いており、LPRとDPRが独立して実効的に「領域」を支配している状況にはほど遠い⁽¹²⁾。これらの状況を勘案すれば、LPRとDPRが独立国家であり、両国とロシアとの間での友好協力・相互援助条約に基づく要請を受けて、ロシアが集団的自衛権を行使した、というロシア側の説明を鵜呑みにすることは極めて困難である。それはいったん措くとして、LPRとDPRが一方的に分離独立

し、それをロシアが法的政治的、さらには軍事的に支援する背景に何が存在するのか。それは2014年のクリミア「併合」以降、たびたび指摘されてきた、前述のセルビアからのコソボの独立宣言とそれに対する国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見である。

4 「コソボ独立」問題の射程と限界

1991年に始まったユーゴスラビア社会主義連邦共和国解体の過程で、アルバニア系住民とセルビア系住民の間での歴史的対立を抱えるコソボでは、当初、自治のあり方を巡る対立が表面化した。というのも、その前年に、ミロシェビッチ・セルビア共和国大統領がコソボの自治権限をほぼ無効にする憲法を採択し、コソボ域内での住民間の対立はもとよりセルビアとの関係も悪化したからである⁽¹³⁾。1995年12月の「 Dayton合意」ではコソボ問題は解決されず、その後のコソボ解放軍（KLA）とセルビア軍との武力紛争に北大西洋条約機構（NATO）軍が介入し、1999年6月10日の国連安全保障理事会決議1244によって、コソボは国連コソボ・ミッション（UNMIK）による暫定統治下に置かれた。その後も、コソボの最終的地位を巡る交渉は難航し、2007年3月26日には、「コソボのセルビアへの再統合も国際的暫定統治の継続も困難であり、国際的な監視下での独立が唯一の現実的な選択肢である」ということを示す報告書⁽¹⁴⁾が安保理に提出された。しかし、この報告書を巡る安保理の議論は、ロシアの強硬な反対もあって結論を得ることができなかった。これを受けて、コソボは2008年2月17日に一方的に独立を宣言したのである。その後、セルビアは「コソボの暫定自治政府機構（PISG）による一方的な独立宣言が国際法に合致しているか」についてICJの勧告的意見を求めることになるが、ロシア、あるいは、プーチン大統領は、この勧告的意見を根拠に2014年のクリミア併合の正当化を図ったとされる。

すなわち、同年3月11日のクリミア「共和国」独立宣言には、「国連国際司法裁判所の2010年7月22日付の、国家の一部による一方的な独立宣言はいかなる国際規範にも違反しないとのコソボの地位に関する確認を考慮に入れ」という文言があるとされる⁽¹⁵⁾。一方、勧告的意見の形成過程において、ロシアは、上述の「国連友好関係原則宣言」やカナダ最高裁判所判決などを引用しつつ、独立主権国家の一部による一方的な分離独立は「救済的分離」に限られ、コソボはそれに該当しないとする書面を提出していた⁽¹⁶⁾。つまり、もともとロシアは一方的分離独立を「救済的分離」として正当化する見解に否定的であったのに対し、勧告的意見を受けて、法的な解釈あるいは政治的な立場を転換したのである。それは、2014年3月18日のプーチン大統領演説が、クリミアの「独立」を「〔西側諸国が〕コソボのセルビアからの一方的分離に合意したのと同じ状況」であり、「中央〔ウクライナ政府〕の許可は必要ない」と指摘したことにも表われている⁽¹⁷⁾。

果たして、ICJは、国家の一部領域による一方的な分離独立が無制限に許される、と述べたのであろうか。前述した、勧告的意見を要請する国連総会決議に対するICJの回答は、「2008年2月17日に採択されたコソボの独立宣言は、国際法に違反しない」（第3項、賛成10対反対4）というものであった⁽¹⁸⁾。しかし、ICJの立論を仔細に検討すると、独立が国際法に違反しない、ということではなく、ある主体が独立を「宣言すること」を禁止する国際法規則がな

いから国際法違反ではない、と述べているに留まる。この結論を導くにあたり、ICJは18世紀から20世紀初頭にかけて母国から反対される中で数多くの独立宣言が発出されたが、「国家実行全体として、宣言を發布するという行為が国際法に反するとみなされていたことを示唆してはいない。むしろ、この時期の国家実行は、国際法は独立の宣言の禁止を含んでいなかったという結論を明確に示している」と指摘する（勧告的意見79パラグラフ）。そして、20世紀後半の状況については、「極めて多数の新国家が、この権利〔筆者注：自決権に基づく独立の権利〕の行使の結果として存在するに至った。しかしながら、これとは異なる文脈で独立が宣言された諸事例も存在する。後者の場合における国家実行は、当該諸事例において独立宣言の起草を禁止する新たな規則が国際法に誕生したことを示してはいない」（同）と述べている。

また、ICJは、82および83パラグラフにおいて、「救済的分離」にも言及している。すなわち、書面ないし口頭でコソボの独立が救済的分離に該当するか否かについて関係国から意見が表明され、そこには鋭い見解の対立があったとの認識を示しつつ、「総会は独立の宣言が国際法に合致するか否かのみについて意見を要請しており」、自決権の範囲やいかなる「救済的分離の権利」が存在するかを巡る、国家からの分離に関する権利についての議論は、「総会によって提起された諮問の範囲を超える」（83パラグラフ）として、回答を回避している。セルビアが、コソボの独立という行為そのものの合法性を問おうとしたのか、あるいは、救済的分離権の存否や存在する場合の具体的内容を問おうとしたのかは定かではない。またそのような意図をもった意見要請の決議が採択されえたかどうか、不明である。ただ、ICJが独立を「宣言すること」に限って意見を与えたことについては、批判も多い。なぜなら、「宣言することを禁止する国際法規則は存在しない」ということと、「特定の文脈での宣言が合法である」ということは次元が異なる問題であり、この勧告的意見は、「そもそも国際法の規律対象ではないために国際法に対する違反という事態が生じえないという見解」⁽⁹⁾を述べているだけであって、コソボによる（あるいはPISGによる）宣言が合法か否かについてのICJの見解は示されていないのである。

すると、クリミアの独立宣言やプーチン大統領の「国家の一部による一方的な独立宣言はいかなる国際規範にも違反しない」という見解を、コソボを巡るICJの勧告的意見から導くことはできないことになる。もちろん、ICJは、南ローデシア（現、ジンバブエ）による一方的独立などを念頭に、違法な武力行使や強行規範（*ius cogens*）に代表される一般国際法規範の重大な違反が独立達成までの過程に付随するような場合においては、独立そのものの合法性について国連安保理が一定の判断を下してきたことは認めている（81パラグラフ）。しかし、コソボについて安保理は独立そのものを阻止するような判断を下しておらず、コソボの独立が国際法上、何を根拠としているかについては明確ではない。したがって、コソボが独立を達成したという事実だけを根拠に、クリミアはもとより、LPRやDPRの独立の合法性を主張することはできないはずである。というのも、ロシアはコソボと同様にLPRやDPRが救済的分離権を行使したと理解しているようにみえるが、ICJは、コソボの独立が救済的分離権の行使によるものであるかどうかはもとより、救済的分離権の存在そのものについて判断を回避

しているからである。

どのような手段であれば独立が許されるのか、という合法的な分離独立、あるいは、自決権の枠組みの中で救済的分離権の要件が設定され得るかは、理論的にも実際的にも関心を呼ぶテーマではあり得よう。しかし、既存国家によって形成される国際法に、既存国家自身の存立を否定するかもしれない規則を盛り込むことに積極的となる国家が現われるとは思えない。かつて、自決権の文脈で指摘されたように、「国際法は自殺クラブの規範ではないから、かかる権利を認めることはない」⁽²⁰⁾ のである。

むすびにかえて

今回のロシアによるウクライナ侵攻を「侵略 (aggression)」として非難した国連総会決議 (ES-11/1、2022年3月18日) は、「ウクライナのドネツク州およびルハンスク州の特定地域の地位に関するロシア連邦の2022年2月21日の決定は、ウクライナの領土保全と主権の侵害であり」(本文5項)、その決定を「即時かつ無条件で撤回することを要求」(同6項) している。これらは、他の国連加盟国に対しLPRとDPRの国家承認を直接に禁止するものではない。むしろ、それ以前に、LPRやDPRは国家としては存在さえしていない、すなわち、独立を達成していないという判断に立っていたと考えるべきであろう。そうすると、ロシアによる国家承認はもとより、同様の国家承認を与えたシリアと北朝鮮もウクライナに対する内政干渉を行ったと判断されることになる。また、LPRとDPRと共に「住民投票」が実施されたザポロジエやヘルソンに至っては、「国家」として「独立」さえした形跡もない。プーチン大統領の9月30日の演説⁽²¹⁾ でも、これら2州については「地域 (英訳ではregion)」と呼んでLPRとDPRと区別せざるを得なかったのである。

なお、自決権に基づく独立の賛否を問う住民投票の実施方法について、国際法上の要件が定まっているわけではない。しかし、植民地独立過程などの実行からは、国連やOSCEなどの地域的機関を通じた選挙の実施や監視を必要とすると考えることができ、それらの実行から考えれば、今回の「住民投票」が現地住民の真正な自由意思の表明であるとは考えられない。報道でみられたように、武装した兵士を伴い、住民を個別訪問して投票を迫るようなことが行われていたなら、正当な選挙であったとはいえない。「住民投票」の効果を否定し、それに反する行為を差し控えることを求める、国連憲章第7章に基づいた安保理決議案⁽²²⁾ はロシアによる拒否権行使によって葬り去られた。中国が棄権票を投じたことは、少なくともロシアの立場と歩調をあわせることはしなかった、という意味で、一定の政治的な意味はあるだろう。

なお、一方的分離独立を企てた勢力 (今回の例ではとりあえずLPRとDPR) が母国であるウクライナの領土の一体性 (territorial integrity) を毀損したか、という点も論点になり得る。しかし、領土の一体性と政治的独立を損なう武力行使を禁ずる国連憲章2条4項は国家 (State) を名宛人としている⁽²³⁾ こと、また、今回の「侵略」を非難する総会決議も、ロシアがLPRとDPRを国家承認し、それに続く武力行使によってウクライナの領土の一体性を毀損したと判断したと読み取れること (前文2項、本文5項など) から考えると、国内の武装勢力による分

離独立運動そのものが母国の領土的一体性を損なうものとは捉えられていないと思われる。

(2022年10月1日脱稿)

- (1) Annex to the letter dated 24 February 2022 from the Permanent Representative of the Russian Federation to the United Nations addressed to the Secretary-General, UN Doc. S/2022/154 (24 February 2022).
- (2) Address by the President of the Russian Federation (21 September 2022) (<http://en.kremlin.ru/events/president/news/69390>).
- (3) 『日本経済新聞』2022年9月29日から10月5日までの報道による。
- (4) 外務省ホームページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ukraine/data.html>) による。
- (5) James Crawford, *The Creation of States in International Law*, 2nd ed., Clarendon Press, 2006, p. 390 and p. 417.
- (6) なお、国際法は分離を規制していないとするアラランジオ・ルイーゼ (Gaetano Arangio-Ruiz) の見解などについて、藤澤巖「コソボについての一方的独立宣言の国際法との適合性に関する勧告的意見」『千葉大学法学論集』第26巻1・2号(2011年)、83-121、特に83-84ページ参照。
- (7) 濱本幸也「国家承認の現状と今後の課題」『法學研究』第94巻1号(2021年)、60-61ページ。
- (8) J. A. Frowein, 'Recognition', in R. Wolfrum (ed), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (Oxford University Press, 2012), p. 656.
- (9) 例えば、William Edward Hall, *International Law* (Clarendon Press, 1890), pp. 75-76では、19世紀初頭のスペイン領アメリカにおけるアルゼンチンやチリの独立に対するイギリスやアメリカの対応が言及され、そこでは国家性の問題より独立戦争の帰趨が論点であったことが記されている。
- (10) 立作太郎『平時国際法論〔第4版〕』(日本評論社)、124ページ。引用にあたり、漢字を新字体に改めた。
- (11) *Reference re Secession of Quebec* (1998), Supreme Court Judgement No. 61, para. 154 (<https://scc-csc.lexum.com/scc-csc/scc-csc/en/item/1643/index.do>).
- (12) 『日本経済新聞』2022年9月18日朝刊。
- (13) 当時のコソボ情勢と国連の対応について、山田哲也『国連が創る秩序——領域管理と国際組織法』(東京大学出版会、2010年)、72-74ページ、同「コソヴォ独立と国連・EU——介入による国家創設？」田中俊郎・庄司克宏・浅見政江編『EUのガヴァナンスと政策形成』(慶應義塾大学出版会、2009年)、211-226ページ。
- (14) UN Doc. S/2007/168, 26 March 2007.
- (15) Thomas D. Grant, *Aggression against Ukraine: Territory, Responsibility and International Law* (Palgrave MacMillan, 2015), pp. 171-172.
- (16) Written Statement by the Russian Federation (16 April 2009), paras. 82-88, pp. 29-31 (<https://www.icj-cij.org/public/files/case-related/141/15628.pdf>, last visited on 1 October 2022). なお、ソビエト連邦崩壊後、すなわち、ロシアにおける自決権を巡る議論については、Johannes Socher, *Russia and the Right to Self-Determination in the Post-Soviet Space* (Oxford University Press, 2021) が詳しい。
- (17) <http://en.kremlin.ru/events/president/news/20603>, last visited on 1 October 2022.
- (18) *Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in Respect of Kosovo, Advisory Opinion, I.C.J. Reports 2010*, p. 403. この勧告的意見に対する判例評釈として、山田哲也「一方的独立宣言の合法性——コソボ独立宣言事件」小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選〔第2版〕』(有斐閣、2011年)、28-29ページ、藤澤巖「判例研究 コソボについての一方的独立宣言の国際法との適合性に関する勧告的意見」『千葉大学法学論集』第26巻1・2号(2011年)、83-121ページ、郭舜「国際法判例研究」『北大法学論集』第62巻1号(2011年)、63-87ページなどがある。
- (19) 郭、前掲論文、166ページ。

- (20) Peter Hilpold, “Self-Determination in the 21st Century: Modern Perspectives for an Old Concept,” *Israel Yearbook on Human Rights*, Vol. 36 (2006), p. 267.
- (21) Signing of treaties on accession of Donetsk and Lugansk people's republics and Zaporozhye and Kherson regions to Russia (<http://en.kremlin.ru/events/president/news/69465>).
- (22) UN Doc. S/2022/720 (30 September 2022).
- (23) Bruno Simma (et. al.), *The Charter of the United Nations: A Commentary (Third Edition)*, Volume I (Oxford University Press, 2012), p. 213.

※参照したホームページの最終閲覧日は、いずれも2022年10月1日である。